

## 控訴審判決要旨

判決言渡 平成27年7月29日

平成26年（ネ）第XXXX号各損害賠償，損害賠償等請求事件

原審・東京地方裁判所

平成21年（ワ）第XXXXX号（第1事件）

平成21年（ワ）第XXXXX号（第2事件）

平成23年（ワ）第XXXXX号（第3事件）

口頭弁論終結日 平成27年4月27日

東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 石井忠雄

裁判官 田中秀幸

裁判官 大竹優子

- 主文
- 1 本件各控訴を棄却する
  - 2 控訴費用は（以下，略）

（主文の意味） 東京高裁は，東京地裁が下した原判決の結論を全てにおいて支持したという意味である。

（東京地裁原判決の内容）

- 1 セクハラ被害者A～Dについては330万円から440万円の賠償責任をビュン個人と教団に認めた。
- 2 パワハラ被害者Eについては被告ビュン，幹部教職者及び教団の賠償責任は認

めなかった。

- 3 ビュン個人と教団による、セクハラ被害者A～D，パワハラ被害者E，支援者4名に対する名誉毀損等に基づく賠償請求や謝罪広告の掲載請求を認めなかった。

(今回の控訴の内容)

- 1 ビュンと教団は以下を不服として控訴していた。
  - (1) セクハラ被害者A～Dについて330万円から440万円の賠償責任をビュン個人と教団に認めた点
  - (2) ビュン個人と教団による、セクハラ被害者A～D，パワハラ被害者E，支援者4名に対する名誉毀損等に基づく賠償請求や謝罪広告の掲載請求を認めなかった点
- 2 パワハラ被害者Eは，パワハラ被害について，被告ビュン，幹部教職者及び教団の賠償責任を認めなかった点を不服として控訴していた。

## 理由の要旨

原判決を支持しているので，大半は，原判決で書かれていた判決理由をそのまま引用している。

控訴審が原判決の判決理由を変更した点で主要なものは以下のとおりである（原判決の誤字等の訂正部分の指摘は割愛する。）。

### 第1 セクハラ訴訟（「第1事件」）

#### 1 平成20年12月17日の被告ビュンと信徒らのやり取りについて

ビュンがこのときに信徒らに発した発言のうち，ビュンから信徒らに対して「たとえばですね，また同じ「アイ・ラブ・ユー」でも，場合によっては，これは最高の愛情表現で，場合によっては，これはもう痴漢ですよ。その状況においては」という発言もあったことを追加して認定した。

## 2 ビュンがセクハラ被害者Cに作成させた誓約書の位置づけについて

ビュンがセクハラ被害者Cに作成させた誓約書の位置づけについて、ビュンや教団側は、この誓約書を根拠にセクハラ被害を訴える被害者Cの供述が不合理だと主張していた。

原判決は「被告教団においては、被告ビュンの教えに絶対的に従順であることを教えられ、霊的指導者が失敗や罪を犯したとしてもそれを口外してはならないと教えられていたのであるから、原告Cが誓約書を作成提出したことが不自然ではない」として誓約書があっても本件では不自然ではないとしていた。

控訴審判決は、原判決から更に踏み込んで、この誓約書について「かえって、当時、一審原告Cがセクハラ被害にあったことを訴えていなかったにもかかわらず、一審原告Cに誓約書を作成させたことは、平成20年5月頃から教団内で一審被告ビュンのセクハラ行為などが噂されるようになっていたため、一審被告ビュンが、同人に抵抗できない心理状態にあった一審原告Cに口止めをしたことをうかがわせるものである。」との判断を追加した。

## 3 ビュンによる4名の被害者へのセクハラ行為の意図・動機について

原判決はビュンのセクハラ行為の動機に関し「性的意図に基づき」という記述を判決文中に2度繰り返していた。

控訴審判決は2度繰り返されている「性的意図に基づき」の部分のうち1つめの「性的意図に基づき」を「一審被告教団の主任牧師であり、最高位の霊的指導者としての立場を利用して、自らの要求に応じることが神の奥義であるかのように指導し」へと変更し、本件での加害意図や動機をより詳細に認定した。

これにより、原判決は「被告ビュンは、一審被告教団の主任牧師であり、最高位の霊的指導者としての立場を利用して、自らの要求に応じることが神の奥義であるかのように指導し、原告（セクハラ被害者A B C D全て）が被告ビュンに抵抗することが困難な心理状況にあることに乗じて、性的意図に基づき各セクハラ行為に及んだ」と変更された。

#### 4 不法行為の中身を詳細化した

原判決は認定されたセクハラ行為について「いずれの行為についても不法行為が成立すると認められる。」としていた。

控訴審判決は、不法行為の中身を詳細化し、「一審原告（A B C D 全て）の自由な意思に基づく同意があったと認めることはできず、一審被告ビュンの行為は、一審原告（A B C D 全て）の性的自由及び人格権を侵害した違法な行為であり、一審原告（A B C D 全て）に対する不法行為が成立すると認められる」とした。

#### 5 被害者Cの準強姦被害について

原判決は、被害者Cの準強姦被害について、被害者Cの主張した特定の被害日時とは別のその近辺の日時に起きた可能性を検討し、それらの別日時に準強姦被害があったと認定することは被告側の防御活動が十分に尽くされていないので認定はできないとしていた。

控訴審判決は、上記原判決の判示部分を全部変更し、「以上検討したところでは、一審原告Cの供述の核心部分は信用することができるものの、その主張する平成19年2月17日頃（同日ないしはその前後数日）に特定して本件姦淫行為があったと認定することは、本件証拠上、困難であるといわざるを得ない。」とした。

## 第2 パワハラ訴訟（「第2事件」）

請求棄却の理由として、詳細な理由を指摘せず「証拠上、一審被告らの原判決認定の行為と一審原告Eの自律神経失調症や統合失調症発症との間に相当因果関係があるとも認めることもできない」と追加した。

原判決は、認定した行為の不法行為性を認めなかったが、控訴審判決は、さらに、認定した行為と疾患発症との相当因果関係が認定できない旨理由をやや詳細化している。

### 第3 名誉毀損による損害賠償・謝罪広告掲載請求訴訟（「第3事件」）

原判決よりも、若干ではあるが告訴、告発、その他の犯罪行為の申告が不法行為による損害賠償責任を問われる場合の規範を「告訴、告発その他の犯罪行為の申告は、それを受けた者の利益を著しく損なう危険のある行為であるから、これらの行為をする者が、虚偽であることを知りながら告訴、告発その他の犯罪行為の申告をした場合又は犯罪の嫌疑をかける合理的な根拠もないのにこれらの行為をした場合には、不法行為による損害賠償責任を免れない」と詳細化した。

その上で、「被害者Cの姦淫被害は本件証拠上認定が困難ではあるが、被害者Cの供述の核心部分は信用できることに加え、被害者Cが犯罪日時を特定して告訴をするに至った経緯からすれば、被害者Cがその内容を虚偽であると知りながら、犯罪行為の申告をし、その被害日時を平成19年2月17日と特定して告訴したものと認めることができない。また、上記経緯に照らしてみれば、上記犯罪事実の告訴当時、被害者Cが、同日に姦淫被害を受けたことについても相当の理由があるということが出来るから、被害者Cが上記告訴をしたことについて、過失があったと認めることもできない。したがって、被害者Cが本件姦淫行為をつくば中央警察署に犯罪行為を申告し、告訴をしたことについて一審被告ビュンに対する不法行為が成立すると認めることはできない。」とした。

控訴審判決は、被害者Cは上記のやや詳細化された規範によっても不法行為責任が認められないことを指摘した。

以上